

# 清川村いじめ防止基本方針

平成 26 年 3 月

(平成 30 年 3 月改定)

清川村教育委員会

# 清川村いじめ防止基本方針

## 〈目 次〉

はじめに	-----	3
第1章 いじめについての基本的な考え方	-----	4
1 いじめの定義		
2 いじめに対する基本認識		
3 いじめ対策の基本理念		
4 いじめの防止等に関する対策の基本的な考え方		
(1) いじめの未然防止		
(2) いじめの早期発見		
(3) いじめの早期対応・早期解決		
(4) 家庭との連携		
(5) 関係機関との連携		
(6) 地域との連携		
第2章 いじめ問題に係る基本的施策及び措置	-----	9
1 清川村教育委員会が実施する施策		
2 清川村教育委員会が実施する措置		
(1) いじめの未然防止・早期発見のための措置		
(2) いじめに対する措置		
(3) 家庭・地域・関係機関との連携		
(4) 清川村いじめ問題対策連絡協議会の設置		
(5) 学校評価の実施や学校運営改善に向けての支援		
3 学校が実施する施策・措置		
(1) 学校いじめ防止基本方針の策定		
(2) 学校におけるいじめの防止のための組織づくり		
(3) いじめの未然防止・早期発見のための措置		
(4) いじめの早期解決のための措置		
(5) 家庭・地域・関係機関との連携		

- 1 重大事態の意味
- 2 重大事態の判断
- 3 重大事態の報告
- 4 調査の趣旨及び調査の主体
- 5 事実関係を明確にするための調査の実施
  - (1) 調査の形態と実施
  - (2) いじめを受けた児童・生徒及びその保護者への情報提供
  - (3) 調査結果の報告
- 6 村長による再調査等
  - (1) 再調査の実施
  - (2) 調査結果の報告
  - (3) 再調査の結果を踏まえた措置

## はじめに

今日の著しい社会状況の変化の中で、いじめ問題は複雑化・多様化してきております。これまで顕在化していなかった新たな課題等も生じており、そうした中で、いじめ根絶に向けたさらなる施策の推進を進めることが必須となっております。

こうした社会情勢を踏まえ、平成 25 年 9 月にいじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号。以下「法」という。）が施行され、国と学校に対して、いじめ防止基本方針の策定が義務付けられるとともに、地方公共団体に対しては、地域の実情に応じたいじめ防止基本方針の策定に努めることが規定されました。

これを受けて清川村教育委員会では、子どもたちをめぐる様々な状況を踏まえ、いじめ対策の総合的かつ効果的な推進を図るために、国や県の基本方針に基づき、この「清川村いじめ防止基本方針」（以下、「清川村基本方針」という。）を策定することといたしました。

この「清川村基本方針」では、すべての子どもたちが安心して学びを広げ、体を鍛え、健やかに成長していくことができるよう、いじめ根絶及びいじめ防止等の取組を地域全体で推進していくことを目指しています。

また、管内の各小・中学校におきましては、清川村基本方針に基づき、各校における「いじめ防止基本方針」を策定し、いじめ防止等に関する校内体制づくりや迅速な対処方法等を進めていきます。

今般、法の施行から 3 年が経過し、国の基本方針が改定されたことから、その内容を反映させるため、清川村基本方針も改定するものである。

いじめは、決して許されるものではありません。

いじめは、卑怯な行為です。

すべての子どもたちの笑顔が絶えることなく、明るく元気な声が地域に満ちあふれた社会を形成するためには、子ども社会だけではなく、子どもを取り巻く大人社会も重要です。

いじめを見過ごさない、いじめに対して毅然とした態度で対処できる、そして、何よりも自分の存在、他者の存在をかけがえのないものであると認め合える地域社会を築いていくためにも、学校、家庭、地域が一体となり、いじめ根絶に向け取り組んでいきましょう。



## 第1章 いじめについての基本的な考え方

### 1 いじめの定義

いじめは、法第2条で定めたとおり、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含みます。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいいます。また、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童・生徒の立場に立つことが必要です。いじめには、多様な態様があることから、法の対象となるいじめに当たるか否かを判断するに当たっては、「心身の苦痛を感じているもの」との要件を限定して解釈することのないよう努めることが必要です。

### 2 いじめに対する基本認識

いじめは、単に子どもたちだけの問題ではなく、パワーハラスメントやセクシュアルハラスメント、他人の弱みを笑いものにしたり、異質な他者を差別したりといった大人の振る舞いを反映した社会問題であるという指摘があります。

近年のいじめは、従来に比べ特に陰湿となっていること、一方で、遊び半分のものが多く見られることなども指摘されており、問題が顕在化しにくく、その分、事態が深刻化しやすいとも言われています。その背景には、子どもたち同士の複雑な人間関係や心の問題も存在しており、以下の視点を持って問題に向き合うことが必要となります。

- いじめは、いじめを受けた児童・生徒の尊厳を損なう、絶対に許されない行為です。
- いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こり得るものです。
- いじめは、家庭環境や対人関係など、様々な背景から、様々な場面で起こり得るものです。
- いじめは、「被害者」や「加害者」だけでなく、「観衆」や「傍観者」といわれる周囲の子どもにも注意を払う必要があります。

### 3 いじめ対策の基本理念

いじめ問題への対応は学校における最重要課題の一つですが、学校だけの問題ではなく、社会全体で取り組むべき、大人たち全員の課題であるという認識が必要です。そこで、いじめの根絶を目指すための理念として、次の5つを掲げます。

- ① いじめを防止するために、あらゆる機会を通して、大人たちから児童・生徒に

対して「いのち」はかけがえのない大切なものであることを伝え、自分も、他者も、かけがえのない存在である、ということを育む教育活動の充実に取り組まなければなりません。

- ② いじめは、人間として決して許されない行為であり、すべての児童・生徒、保護者、教職員等学校関係者、その他子どもに関わるすべての大人が、いじめに対する正しい理解をもって、いじめの根絶に取り組まなければなりません。
- ③ いじめは、学校の内外を問わず様々な場所・場面で起こりうるものであり、子どもたちの周りにいる大人たちが、いじめが行われなくなるよう見守るとともに、学校はもとより、家庭や地域住民、関係機関・団体等が連携して取り組まなければなりません。
- ④ いじめは、どの学校でも、どの子どもにも起こり得るものであり、すべての児童・生徒が安心して学習、その他の活動に取り組むことができるよう、管内すべての学校において、教育活動全般を通じて、いじめの防止等に取り組まなければなりません。
- ⑤ いじめは、子どもたちが所属する集団の構造や人間関係等に起因することから、互いの存在を認め合い、心の通う絆づくりにつながるような学級づくりや集団づくりを進めていかなければなりません。

## 4 いじめの防止等に関する対策の基本的な考え方

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ問題」にはどのような特徴があるかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に努めるとともに、いじめを認知した場合は、「早期対応」に適切に取り組むことが必要です。

また、いじめ問題には、学校や家庭の問題としてだけでなく、全ての大人たちの問題として取り組まなければなりません。常に地域や家庭、関係機関と一丸となって相互に協力する関係づくりを進めることも大切です。自己有用感や自己肯定感（P7参照）を持たせる環境づくりに努め、元気で明るい子どもたちを地域で育てていきましょう。

### (1) いじめの未然防止

- いじめの未然防止に向けては、家庭や学校において、子どもの発達段階に応じた道徳観や規範意識などを身に付けさせ、いのちを大切にする心や他者を思いやる気持ちを育むことが重要です。
- 子どもたち一人ひとりが、好ましい人間関係を築けるように、コミュニケーション能力等の育成に努めるとともに、青少年を取りまく情報環境が急激に変化する中で、情報社会の一員としての自覚をもって、適切に行動する態度を身に付けることができるように、情報モラル教育の一層の充実に取り組む必要があります。
- いじめの背景にある、子どもたちが抱えている学業や家庭環境、人間関係等にまつわるストレス等の要因に着目し、その改善を図るとともに、ストレスに適切に対処できる力を様々な場面で育む観点も必要です。

- 子どもたちが、自分の存在が認められていること、必要とされていることを意識できるよう、家庭や地域において、家族や大人たちとのふれあう機会を充実させる一方、大人たちは子どもたちの育ちに関心を持つことが大切です。

## (2) いじめの早期発見

- いじめの早期発見に向け、学校においては教職員が日頃から、子どもたちの表情や態度のわずかな変化を見逃さず、適切な対応ができるように教職員の資質や能力の向上を図ることが重要です。
- 学校は、定期的に行うアンケート調査等によって、常に子どもたちの状況を把握するとともに、子どもたちが困った時に相談しやすい仕組みや環境、雰囲気づくりに努めることが必要です。
- いじめは、学校に限らず様々な場所・場面で起こることを踏まえ、地域、家庭をはじめ村民全体に対していじめに関する啓発を行い、大人たち全員が子どもたちを見守り、育てる意識を持つように働きかけることが必要です。

## (3) いじめの早期対応・早期解決

- いじめには、チームで組織的に対応することが基本です。学校においては管理職・学級担任・生徒指導担当職員・養護教諭や教育相談コーディネーター等の教職員が連携して、特定の個人が情報を抱え込む等の状況を起こさないように、組織としてきめ細かい対応をしていくことが必要です。
- 暴力を伴ういじめについては、いじめを受けている児童・生徒の心身及び財産等の被害を避けるため、また、インターネットを通じて行われるいじめについては、いじめに関する情報が短期間で拡散する特性があることから、特に、迅速な対応が求められます。
- いじめがあることが確認された場合は、いじめを受けた児童・生徒を最後まで守り通すという認識のもと、すぐにいじめを受けた児童・生徒やいじめを知らせてきた児童・生徒の安全を確保します。
- いじめを行った児童・生徒に対しては、いじめは決して許されない行為であることを、適切かつ毅然と指導するとともに、いじめの行為に至った背景を把握し、当該児童・生徒及びその保護者に対して、いじめを繰り返さず、正常な学校生活を営ませるための助言や支援を行います。
- 学校は、いじめを受けた子どもやいじめを行った子どもだけでなく、すべての子どもに対し、いじめを誰かに知らせる勇気を持ち、いじめをしないよう指導します。

### ※いじめが「解消している」状態についての要件

- いじめに係る行為の解消  
いじめを受けた子どもに対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）が止んでいる状態から3か月を目安に継続していること。ただし、いじめの被害の重大性からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、校長の判断

により、より長期の期間を設定するものとする。

- いじめを受けた子どもが心身の苦痛を受けていないこと  
いじめが解消しているかどうかを判断する時点において、いじめを受けた子どもがいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。いじめを受けた子ども本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

#### **(4) 家庭との連携**

- 子どもたち一人ひとりの発達段階に応じた道徳観や規範意識などを身に付けさせ、いのちを大切にすると心や他者を思いやる気持ちを育むためには、学校での教育活動だけでなく、家庭での取組も重要です。
- いじめ事案の対応にあたっては、いじめを受けた児童・生徒といじめを行った児童・生徒、双方の保護者を支援し、家庭との連携の下に、問題をよりよく解決することが必要です。
- いじめを行った児童・生徒に対しては、毅然とした姿勢で指導を行うとともに、家庭と連携して、一人ひとりが抱える要因や背景を的確に把握して、適切な助言や支援を行うことが必要です。

#### **(5) 関係機関との連携**

- いじめを受けた児童・生徒や、いじめを行った児童・生徒が立ち直っていくためには、医療や福祉などの専門機関の協力が必要な場合もあり、また、地域の青少年育成団体等の協力を得ることが有効な場合もあります。
- 犯罪につながるおそれのあるいじめについては、警察と連携して対処する必要があります。
- 「清川村いじめ問題対策連絡協議会」を設置し、関係機関との適切な連携を図るとともに、学校においては、平素から関係機関の担当者との情報交換や連絡会議の開催など情報共有体制を構築しておく必要があります。

#### **(6) 地域との連携**

- いじめは、学校内の人間関係にとどまらず、塾やスポーツクラブ、インターネット等を通じて、学校の外部まで広がりを見せており、学校単独では対応が難しいケースも少なくありません。
- いじめを未然に防止していく上では、日頃から、子どもたちが様々な機会を通じて多様な価値観を持つ大人たちと接する中で、学校以外の人間関係を形成し、大人たちから存在を認められることも重要です。
- 学校関係者がPTAや地域の関係団体等と連携して、地域社会全体で子どもたちを見守り、健やかな成長を促す体制を構築することが必要です。

◆「自己有用感」や「自己肯定感」を育むために



ねたみや嫉妬などいじめにつながりやすい感情を減らすためには、全ての子どもたちが、「認められている」「満たされている」という思いを抱くことができるよう、学校、家庭、地域のあらゆる教育活動を通じて、子どもたちが活躍でき、他者の役に立っているという**自己有用感**を感じ取ることができる機会を提供したり、自分の身体的な特徴や能力、性格などを肯定的に考えたり感じたりする**自己肯定感**を高めていけるような環境づくりに努めたりしていくことが必要です。学校の教職員はもとより、家庭や地域の人々等、幅広い大人から認められているという思いを得られるよう工夫したり、困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設けることも有効です。



「かながわ教育ビジョン（2013）」から

## 第2章 いじめ問題に係る基本的な施策及び措置

### 1 清川村教育委員会が実施する施策

法第12条では、地方公共団体に対し、国や県の基本方針を参酌し、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定めるよう努めることが求められています。

そこで清川村教育委員会では、「清川村基本方針」に基づき、いじめ防止等のための以下の10施策を総合的に推進します。

- (1) いじめの防止等のための対策を推進するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を講ずるよう努めます。（**法第10条**による）
- (2) 「清川村いじめ問題対策連絡協議会」を設置し、児童相談所や警察等の関係機関や地域関係団体との連携に基づき、各学校のいじめ事案に対処する取組が効果的かつ円滑に進められるよう支援します。（**法第14条**による）
- (3) 児童・生徒、保護者、地域住民、教職員等からのいじめに関する相談・通報を受け付ける体制の整備を図ります。（**法第16条**による）
- (4) 県が設置しているいじめに関する相談・通報窓口の周知に努めるとともに、県と村相互連携が円滑に進むよう必要な措置を講じます。（**法第17条**による）
- (5) 家庭や地域で子どもたちを見守るために、地域にある自治会、民生委員・児童委員等関係機関との連携を進める取組を行います。（**法第17条**による）
- (6) 警察との連携により、いじめの未然防止につながる「非行防止教室」を実施することや、インターネットを通じて行われるいじめなど犯罪行為として取り扱われるべきものについて、学校と所轄警察署とが円滑に対応できるよう学校警察連携制度等に係る取組を進めます。（**法第17、19及び23条**による）
- (7) これまでに蓄積してきた手法や学び等の活用により研修事業の充実を推進したり、研修の機会を拡充したりして、いじめ問題に適切に対処できる人材の育成と教職員の資質の向上を図ります。（**法第18条**による）
- (8) いじめの未然防止のための実践事例や、いじめ事案への具体的な対処事例の集積と分析を進め、学校現場にフィードバックすることで、各学校での取組を支援します。（**法第20条**による）
- (9) いじめ問題は、大人たち全員の課題という意識を、家庭や地域など子どもに係わるすべての大人たちが共有できるよう、あらゆる機会を通じて広報してい

- きます。（**法第 21 条**による）
- (10) より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることの重要性を伝えることで、いじめをしない、させない、ゆるさない社会の醸成のため、啓発活動等を行います。（**法第 21 条**による）

## 2 清川村教育委員会が実施する措置

### (1) いじめ未然防止・早期発見のための措置（**法第 15、16、18、19 条**による）

- ① いじめの未然防止に向け、自分の大切さとともに他の人の大切さを認め合える人権感覚を養うとともに、善悪の判断など規範意識を育て、心の通う人間関係を構築する能力を高められるよう、すべての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を支援します。
- ② 豊かな人間性や社会性を育むため、各学校で、地域交流や職場体験、ボランティア活動等の充実が図られるよう支援します。
- ③ 日頃の授業や特別活動、生徒指導や教育相談等を通じて、すべての児童・生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりや職員体制づくりを支援するための取組を進めます。
- ④ いじめ防止や早期発見に対策に関する研修の実施や資質能力向上につながる取組を進めます。
- ⑤ いじめの早期発見をするために、当該学校に在籍する児童・生徒の調査状況を定期的に把握するとともに、その他の必要な措置を講じます。
- ⑥ 当該学校の児童・生徒や保護者並びに教職員がいじめに係る相談を行うことができる相談体制を整備するための措置を行います。
- ⑦ 当該学校に在籍する児童・生徒による「元気な学校づくり」「いじめの防止」等に向けた自主的な活動や取組を支援します。
- ⑧ インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処することができるよう、児童・生徒やその保護者に対し、企業等との連携による事業案内やリーフレット等の配布により、必要な啓発活動を行います。

### (2) いじめに対する措置（**法第 23、24、26、27 条**による）

- ① 法第 23 条第 2 項の規定により、学校からいじめの報告を受けたときは、必要に応じて学校に対し支援を行い、必要な措置を講ずることを指示し、当該報告に係る事案について必要な調査を行います。
- ② いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められるときや、児童・生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれのあるときは、学校警察連携制度の活用や所轄警察署との連携など、必要な措置を講じます。
- ③ いじめを行った児童・生徒の保護者に対しては、学校教育法第 35 条第 1 項（同法第 49 条において準用する場合を含む。）の規定に基づき当該児童・生徒の出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童・生徒やその他の児童・生徒が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を速やかに講じます。

- ④ いじめを受けた児童・生徒といじめを行った児童・生徒が同じ学校に在籍していない場合であっても、学校がいじめを受けた児童・生徒又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童・生徒に対する指導又はその保護者に対する助言を適切に行うことができるようにするため、学校相互間の連携協力体制を整備します。

### **(3) 家庭・地域・関係機関との連携（法第 17 条による）**

- ① いじめを受けた児童・生徒又はその保護者に対する支援、いじめを行った児童・生徒に対する指導又はその保護者に対する助言等、いじめの防止等のための対策が関係者の連携の下に適切に行われるよう、関係機関、学校、家庭、地域社会及び民間団体との連携強化や支援体制整備に努めます。
- ② 具体的には、より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、PTAや地域の関係団体等との連携促進や、学校運営協議会や放課後子ども教室など、学校と家庭及び地域が組織的に連携・協議する体制を構築するための取組を行います。

### **(4) 清川村いじめ問題対策連絡協議会の設置（法第 14 条による）**

法第 14 条の趣旨を踏まえ、いじめの防止等に関する機関及び団体の代表者等で構成する協議会として「清川村いじめ問題対策連絡協議会」（以下、「協議会」という。）を設置します。

なお、本協議会は、青少年問題審議会及び地方青少年問題協議会設置法第 83 号の規定に基づき設置された「清川村青少年問題協議会」と兼ねています。

#### **① 協議会の構成員**

協議会は、村長を会長とし、村議会、学校、教育委員会、児童相談所、地方法務局、神奈川県警察、その他関係者により構成します。

#### **② 協議会の役割**

協議会では、いじめの防止等に関する関係機関相互の連絡調整を図るほか、以下の事項について、情報共有、協議等を行います。

- ア 県の基本方針に基づく各団体の取組状況
- イ いじめに関する地域の状況や課題
- ウ いじめの防止等に向けた効果的な取組
- エ いじめの防止等に向けた団体間の連携
- オ 県の基本方針に基づく取組の検証と県の基本方針の見直し 等

### **(5) 学校評価の実施や学校運営改善に向けての支援（法第 34 条による）**

- ① 学校評価について、いじめの問題を取り扱うに当たっては、いじめの事実が隠蔽されず、並びにいじめの実態把握及びいじめに対する措置が適切に行われるよう、児童・生徒や地域の状況を十分に踏まえて目標を立て、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、評価結果を踏まえてその改善に取り組むよう、必要な指導や助言を行います。

- ② 教職員が子どもと向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、事務機能の強化など学校マネジメントを担う体制の整備を図るなど、学校運営の改善を支援します。

### 3 学校が実施する施策・措置

法第 13 条では、学校は、国のいじめ防止基本方針や地方いじめ防止基本方針を参酌し、学校の実情に応じ、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めることが求められています。また、法第 22 条では、学校におけるいじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめ防止等の対策のための組織を置くことが求められています。

これを受けて、各学校では上記の規定に基づいて、学校いじめ防止基本方針を策定し、いじめの防止等の対策のための組織を中核として、校長の強力なリーダーシップの下、一致協力体制を確立するとともに、関係機関と連携を図り、学校の実情に応じた対策を推進することになります。

#### (1) 学校いじめ防止基本方針の策定（法第 13 条による）

法第 13 条では、全ての学校に対し、国のいじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌して、学校いじめ防止基本方針（以下「学校基本方針」という。）を定めることを求めています。

学校基本方針は、いじめ防止等に関する学校の取組についての基本的な方向や取組内容等を定めます。

学校基本方針を策定するに当たっては、検討する段階から保護者等地域の方にも参画していただき、地域を巻き込んだものになるようにすること、児童・生徒の意見を取り入れるなど、児童・生徒がいじめ防止等について主体的かつ積極的な参加が確保できるように努めます。また、策定した基本方針については、学校のホームページや学校便り等で公開し、保護者や地域の方々との共通認識を図り、連携していじめ防止等の取組に当たります。

#### (2) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織づくり（法第 22 条による）

学校現場においては、いじめの未然防止や早期発見に向けた取組を効果的に推進し、発生したいじめ事案に的確に対処するため、法第 22 条の規定に基づき、校内に、いじめの防止等の対策のための組織として「いじめ防止対策委員会」を常設します。

この組織は、児童・生徒指導の根幹に位置付く組織であり、設置に当たっては、各学校の実情を踏まえ、「児童指導部会」や「生徒指導部会」等、児童・生徒指導上の課題に対応する既存の組織を活用することも可能です。その場合、いじめの防止等の対応に必要な人材を追加するなど各学校において配慮することとします。

##### ① 組織の構成員

この組織の構成員は、法第 22 条の規定に基づき、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者で構成することを基本とします。

具体的には、いじめ防止等に関する日常の課題に機動的に対応できるよう、管理職や総括教諭、児童・生徒指導担当教員、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー等を中心として構成し、対応する事案の内容に応じて構成員を追加等をするなど、柔軟な組織運営を図ることとします。

## ② 組織の役割

この組織は、当該学校におけるいじめの未然防止や早期発見のための防止等に関する取組の中核的な役割を担います。主な役割は、次のとおりです。

- ア 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割
- イ いじめの相談・通報の窓口としての役割
- ウ いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- エ いじめの疑いが係る情報があった場合の、情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援体制及び対応方針の決定、保護者との連携等の対応を組織的に実施する役割

## (3) いじめ未然防止・早期発見のための措置（法第15、16、18、19条による）

- ① 交流や職場体験、ボランティア活動等の体験活動や特別活動の充実を図り、学校外の人々との関わりや集団活動を通して、自己の役割や責任を果たそうとする態度やより良い人間関係を築こうとする態度等道徳性を育む取組を進めます。
- ② 日頃の授業や行事等特別活動の中で、自己決定の場を用意し、誰もが活躍できる機会を設定することで、自己有用感や自己肯定感、充実感を感じられる学校生活づくりを推進します。
- ③ 教職員の資質向上のための研修会を設定することにより、子どもが発する小さなサインを見逃さず、いじめの兆候を早期にキャッチし、積極的ないじめの認知に努めます。
- ④ ネットいじめを防止するために、情報を発信する責任や自分で情報の必要性を判断する力を身に付ける情報モラル教育を、学級活動や技術、情報等の授業や、講演会等さまざまな場面を使って推進するよう努めます。
- ⑤ 「いじめは、どの学校でも、どの子どもにも起こり得る問題である」という認識を持ち、各学校において、日頃から子どもの日常の行動や生活の様子に目を配るとともに、児童・生徒との信頼関係の構築等に努めます。
- ⑥ 定期的なアンケート調査や教育相談を実施するなど、児童・生徒がいじめを訴えやすい体制を整えます。
- ⑦ 学校で実施するいじめに関するアンケートに、ネットいじめに関する質問項目を設けるなど、インターネットを通じて行われるいじめの早期発見に向けた取組を進めます。

## (4) いじめの早期解決のための措置（法第23条による）

- ① 当該学校の児童・生徒がいじめを受けているとの通報を受けたときや、そ

の他当該学校に在籍する児童・生徒がいじめを受けていると思われるときは、緊急会議を開催し、速やかに、いじめの事実の有無の確認を行う措置等を講ずるとともに、その結果を清川村教育委員会に報告します。

- ② いじめを受けた児童・生徒といじめを行った児童・生徒が異なる学校に在籍している場合、双方の学校及び教育委員会とで情報を共有して対処します。
- ③ いじめがあったことが確認された場合には、学校は、いじめを受けた児童・生徒を最後まで守り通すことを旨として、平穏な学校生活を再開できるよう、当該児童・生徒及びその保護者に対して必要な支援を行います。
- ④ いじめを行った児童・生徒に対しては、いじめは決して許されない行為であり、取った行動が相手の心身に及ぼす影響等に気付かせるなど、適切かつ毅然とした指導を行うとともに、当該児童・生徒の家庭環境や人間関係のストレスなど、いじめの行為に至った背景を把握し、正常な学校生活を営ませるための助言や支援を行います。
- ⑤ これらの対応については、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関等との連携の下で取り組みます。

#### **(5) 家庭・地域・関係機関との連携（法第17、19、23条による）**

- ① 子どもがいじめを受けていると疑われる様子があるときに、保護者が通報するための学校における相談・通報窓口を知らせる資料等の配付や、懇談会や面談の機会に案内する等周知するための措置を講じます。
- ② いじめを受けた児童・生徒といじめを行った児童・生徒及び双方の保護者に対し、事実関係を速やかに伝え、適切な対応が行えるよう保護者の協力を求めるとともに、継続的な支援を行います。
- ③ 積極的ないじめの認知につながるよう、家庭での児童・生徒の様子を見つめるためのポイント等を載せたパンフレットを配布する等、家庭におけるいじめへの対応に関する啓発活動に努めます。
- ④ 学校や家庭での児童・生徒の様子について情報を共有できるよう、連絡ノートや電話相談、家庭訪問等を通して保護者と密に連絡を取り、いじめの未然防止・早期発見に努めます。
- ⑤ 地域で子どもたちを見守る人の輪を広げるため、交流や職場体験、ボランティア活動等体験活動や行事等を通して地域の学校、施設や事業所、NPO等地域の人々とふれあう機会を増やします。
- ⑥ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められるときや、児童・生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれのあるときは、警察と連携して取り組みます。
- ⑦ インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処することができるよう、児童・生徒やその保護者に対し、企業やNPO等との連携による携帯電話教室や講演会の設定等必要な情報提供・啓発活動を行います。
- ⑧ いじめを受けた児童・生徒や、いじめを行った児童・生徒の立ち直りを支援するため、医療や福祉等の専門機関等の協力を得るための連携を図ります。

## 第3章 重大事態への対処

### 1 重大事態の意味

法第 28 条に規定されている「いじめにより」とは、各号に規定する児童・生徒の状況に至る要因が当該児童・生徒に対して行われるいじめにあることを意味しています。

管内の各学校に在籍する児童・生徒が、いじめを受けて、重大事態（法第 28 条の規定による重大事態をいう。以下同じ。）に陥った場合、当該学校は直ちに清川村教育委員会に重大事態の発生について報告するとともに、清川村教育委員会又は当該学校は、当該重大事態に対処し、同種の事態の発生の防止に資するため、できるだけ速やかに事実関係を明確にするための調査を行います。

○次のいずれかに該当するときは、いじめの重大事態として対応します。

① いじめにより当該学校に在籍する児童・生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

ア 児童・生徒が自殺を企図した場合

イ 身体に重大な傷害を負った場合

ウ 金品等に重大な被害を被った場合

エ 精神性の疾患を発症した場合                      などのケースが考えられます。

② いじめにより当該学校に在籍する児童・生徒が相当の期間欠席を余儀なくされている疑いがあると認めるとき

ア 「相当の期間」については、年間 30 日間を目安とします。但し、一定期間連続して欠席しているような場合は、上記目安にかかわらず重大事態として対応します。

イ 学校は、重大事態と判断した場合には迅速に事実関係を明確にするための調査に着手します。

○児童・生徒やその保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものと見なして報告・調査等に当たります。

### 2 重大事態の判断

重大事態の調査は、事実関係が確定した段階で行うのではなく、「疑い」が生じた段階で速やかに開始しなければなりません。

重大事態に該当するか否かの判断は、学校又は教育委員会が行い、いずれかが重大事態（「疑い」を含む）を探知したら、速やかに対処方針を共有します。

### 3 重大事態の報告

重大事態が発生した場合、当該学校は直ちに清川村教育委員会に報告します。報告を受けた本教育委員会は重大事態の発生を村長に報告します。

なお、県の支援を求める場合も鑑み、本教育委員会は神奈川県教育委員会にも重大事態の発生を報告します。

## 4 調査の趣旨及び調査の主体

法第 28 条の調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生防止に資するために行うものです。重大事態が発生した場合には、学校は直ちに清川村教育委員会に報告し、本教育委員会又は学校は、その事案の調査を行う主体やどのような調査組織とするかについて判断します。

### ① 学校が調査主体となる場合

学校が行う重大事態の調査は、法第 22 条の規定に基づき学校に常設する「いじめ防止対策委員会」が主体となって実施します。

常設の組織の中に、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者が含まれていない場合は、当該事案の性質に応じて、外部から必要な人材の参加を求め、調査の公平性・中立性を確保するよう努めることとします。また、調査を実施する学校に対して必要な指導や人的措置を含めた支援を行います。しかし、次のような場合には清川村教育委員会が判断します。

ア 学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果が得られないと判断する場合

イ 学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合

### ② 教育委員会が調査主体となる場合

清川村教育委員会が行う重大事態の調査組織として、「清川村いじめ問題対策委員会」を設置することができます。

この組織の構成員は、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者等とし、公平性・中立性が確保されるようにします。

なお、管内学校で発生した重大事態について、本教育委員会が自ら主体となって調査をしても十分な結果が得られないと判断した場合は、神奈川県教育委員会に要請し、必要な協力を求めます。

## 5 事実関係を明確にするための調査の実施

重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情としてどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を可能な限り明確にする必要があります。その際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査します。民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等

への対応を直接の目的とするものではなく、学校と教育委員会が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図ります。

## (1) 調査の形態と実施

### ① いじめられた児童・生徒からの聴き取りが可能な場合

- ア いじめられた児童・生徒からの聴き取りが可能な場合、いじめられた児童・生徒から十分に聴き取ります。また、在籍児童・生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などの実施も考えられます。この際、いじめられた児童・生徒や情報を提供してくれた児童・生徒を守ることを最優先とすることが必要です。
- イ 調査による事実確認とともに、いじめた児童・生徒への指導を行い、いじめ行為について止めさせる指導を行います。
- ウ いじめられた児童・生徒に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた児童・生徒の状況に合わせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行うことが必要です。
- エ 調査に当たっては、国や県から示された資料等を参考にし、事案の重大性を踏まえて、清川村教育委員会が積極的に指導・支援したり、関係機関とも適切に連携したりして対応に当たります。

### ② いじめられた児童・生徒から聴き取りが不可能な場合

児童・生徒の入院や死亡など、いじめられた児童・生徒から聴き取りが不可能な場合は、当該児童・生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に調査に着手します。調査方法としては、在籍児童・生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などが考えられます。

#### (自殺の背景調査における留意事項)

児童・生徒の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施することが必要です。この調査においては、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を構ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行うことが必要です。いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、法第 28 条第 1 項に定める調査に相当することとなり、その在り方については、国から示された「児童生徒の自殺が起きたときの調査の指針」（平成 23 年 3 月児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考とします。

## (2) いじめを受けた児童・生徒及びその保護者への情報提供

学校又は清川村教育委員会等がいじめの事実関係を明確にするための調査を行ったときは、いじめを受けた児童・生徒及びその保護者に対し、経過報告を含め、適時・的確に情報提供を行います。

当該情報提供を行うに当たっては、児童・生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意して行います。

なお、調査のため実施したアンケートの結果については、個人のプライバシーに配慮した上で、いじめを受けた児童・生徒やその保護者に提供する場合もあることを、調査に先立ち、調査対象の在校生や保護者に説明します。

### (3) 調査結果の報告

学校が実施した調査結果は清川村教育委員会を通じて、教育委員会が実施した調査は、直接、村長に報告します。

なお、いじめを受けた児童・生徒又はその保護者が希望する場合は、いじめを受けた児童・生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添えます。そのため、調査を実施する学校又は清川村教育委員会は、予め、そのことをいじめを受けた児童・生徒又はその保護者に伝えておきます。

### (4) 調査結果の公表

学校又は教育委員会は、いじめ重大事態に関する調査結果の公表について、事案の内容や重大性、いじめを受けた児童生徒及びその保護者の意向、公表した場合の児童生徒への影響等を総合的に勘案して、適切に判断することとし、特段の支障がなければ公表を行います。公表を行う場合は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、公表の方針について説明を行うこととします。

## 5 村長による再調査等

### (1) 再調査の実施

法第 30 条第 1 項の規定により、重大事態について報告を受けた村長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認める場合は、調査の結果についての調査を行うことができるとされています。

本村では、法第 28 条に基づき学校又は清川村教育委員会が実施した調査について瑕疵があると疑われる客観的事実が認められ、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると村長が認める場合は、再調査を実施します。その際には、神奈川県等にも要請し、再調査のために必要な協力を求めます。

### (2) 調査結果の報告

重大事態について実施した再調査の結果については、村議会に報告します。

### (3) 再調査の結果を踏まえた措置

法第 30 条第 5 項では、村長及び教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限と責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずるものとされています。

清川村及び清川村教育委員会においては、神奈川県及び神奈川県教育委員会との連携の下、指導主事や専門家の派遣による重点的な支援等、必要な措置を講じます。